

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 3—5（職員からの苦情相談）の運用について」の  
一部改正について（通知）

「人事院規則 1 3—5（職員からの苦情相談）の運用について（平成 1 2 年 6  
月 1 日公平—5 1 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 1 0 月 1  
日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 条関係 「勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談」とは、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、サービス等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談をいい、職場の人間関係、セ	第 1 条関係 「勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談」とは、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、サービス等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談をいい、職場の人間関係、セ

クシユアル・ハラズメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラズメント、パワー・ハラズメント及びカスタマー・ハラズメントに関する苦情の申出及び相談が含まれる。

クシユアル・ハラズメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラズメント及びパワー・ハラズメントに関する苦情の申出及び相談が含まれる。

以 上